

Ⅲ. 茅ヶ崎市環境基本計画(2011年版) 進捗状況報告書(平成27年度版)に対する 市民意見への回答

平成27年6月に発行した「茅ヶ崎市環境基本計画(2011年版)進捗状況報告書(平成27年度版)」について、平成27年7月1日(水)から平成27年7月15日(水)の15日間にわたり、市民の皆様のご意見を募集いたしました。その結果、5名の方より78件のご意見をいただきました。ここでは、いただいたご意見とそれに対する市からの回答をお示ししています。

**茅ヶ崎市環境基本計画(2011年版)
進捗状況報告書(平成27年度版)に対する市民意見への回答**

- 募集期間 平成27年7月1日(水)～平成27年7月15日(水)
- 意見提出者数 5人
- 意見の件数 78件

●内容別の意見件数	項 目	件 数
		①進捗状況報告書全般について
	②目標および重点施策	70
	テーマ1 特に重要度の高い自然環境の保全	33
	テーマ2 市域全体の自然環境の保全・再生の仕組みづくり	11
	テーマ3 資源循環型社会の構築	9
	テーマ4 低炭素社会の構築	9
	テーマ5 計画を確実に進めていくための人づくり	8
	③その他	0
	合計	78

①進捗状況報告書全般について			
No.	意見の内容	担当課	回答
1	環境審議会からの答申(コメント)が採り入れられて、本編、資料編ともに施策内容の記述がかなり具体的となり、26年度実施施策の内容や進捗状況が市民にとって理解しやすいものになったと思います。	環境政策課	今後もより良い報告書となるよう努めてまいります。
2	全体的にはわかりやすくなっているように思います。特にP6,7のアプローチがわかりやすい。P14,15のコア地域の説明も親しみやすい。	環境政策課	今後もより良い報告書となるよう努めてまいります。
3	肝心の重点施策の進捗についても、ばらつきはあるものの、前年度に比べると施策が進捗していると判断できるものが少し増えていることが担当課の評価(25年度/26年度A1/A1、B10/B14、C14/C7、D5/D4、E2/E2)において、B評価が多くなっていることから推測できます。更なる施策の推進を要望します。	環境政策課	今後も各担当課とともに施策の充実を図ってまいります。
4	自然系、生活系、共通とも各重点施策は多くの場合、相互に関係しているためか、施策の取り組み内容に同じことが繰り返し記述されている点が気になります。各重点施策にとって最も重要な取り組みを詳細に記述し、他の重点施策に共通する取り組みはできれば取り組み名だけにして、前掲や後掲またはページ表示など簡略化して記述したほうがよいのではないのでしょうか。	環境政策課	いただいたご意見を踏まえ、表記方法について工夫してまいります。
5	施策の取り組みで実施主体が行政か、行政と市民(市民団体)両者の共催なのか誤解されることなく正しく伝わるような文章表現(適切な主語・述語を使う)にした方が良い点がまだ散見されるので、改善が必要と思います。たとえば、p.16 「市民有志による保全作業を実施しました。」⇒「市民有志によって保全作業が実施されました。」または、「市民有志が保全作業を実施しました。」理由は市民有志の活動はあくまでボランティア活動であるからです。	環境政策課	実施主体の明確化については以前にもご意見をいただき、留意してまいりましたが、一層の改善を図ります。
6	8,9ページの総括表を見ると、生活環境は市民生活にすぐに感じる部分なのか、少しずつ良くなっているようですが、自然環境は市民生活にすぐには感じない部分なのか、評価はよくないように見えます。市民にすぐにわからないなら、自然環境は後回しにされてしまうのでしょうか。	環境政策課	自然環境の重要性や茅ヶ崎の自然環境の現状などを環境基本計画(2011年版)進捗状況報告書や広報特集号などを通じて、市民の皆さまにわかりやすく丁寧な情報発信に努めてまいります。
7	予算について、全体的に、生活環境に比べ自然環境のほうは少ないと感じました。	環境政策課	どちらの分野においても目標達成に向けた施策を実施し、必要な予算の確保に努めてまいります。
8	資料編3の用語集は、用語の重要度、重点施策の市民理解度を高めるための必要性などに留意して全面的な見直しが必要だと思います。	環境政策課	報告書の内容をより詳しくご理解いただけるよう、改善を図ってまいります。

②目標および重点施策					
テーマ1 特に重要度の高い自然環境の保全					
施策の柱1.1 コア地域の保管理体制、財政担保システムの確立					
No.	ページ	目標/ 重点施策	意見の内容	担当課	回答
9	12	目標1	「順調に進んでいる」となっているが、ただやれば目標が達成したことにはならない。 自然環境の評価調査を行っていることは現実であるが、それを何のためにするのか、調査結果を使って保全・再生の施策や生物多様性地域戦略が策定されていかなければ、やった意味がない。何もしないうちにまた同じ施策を行うことになり、税金を無駄に使っている。「調査結果については、生物多様性地域戦略の検討に活用できるよう事業を進めるとしている」が、今度は実施できる見込みがあるのか、担保がほしい。	景観みどり課	継続的に調査を実施し、市の自然環境の状況を把握することは、施策を展開する上で重要であると考えます。 また、ご指摘のとおり生物多様性地域戦略の策定には至っていませんが、すでに作成された他市町村や今後作成される予定である県の同戦略を参考にしながら、平成27年度から実施する自然環境評価調査の結果を踏まえて検討を進めてまいります。
10	〃	〃	平成23年度の自然環境評価調査後には「生物多様性地域戦略」ができるはずでした。調査員に約束したにも関わらず成果物としてやれなかったことを自覚して、27年度から行う自然環境調査の組み立てを行ってほしい。	景観みどり課	ご指摘のとおり生物多様性地域戦略の策定には至っていませんが、すでに作成された他市町村や今後作成される予定である県の同戦略を参考にしながら、平成27年度から実施する自然環境評価調査の結果を踏まえて検討を進めてまいります。
11	13	目標2	平太夫新田の達成状況概要の「一部の地域で…」は不明確。⇒茅ヶ崎市占用地域の移植林および水害防備保安林(国有地)において「相模川の河畔林を育てる会」が保管理作業を実施。(※各団体の活動報告と整合させる)	景観みどり課 環境政策課	ご指摘いただきありがとうございます。より正確な記載に努めてまいります。
12	〃	〃	どうしてできなかったのか、できるために何が必要なのか、例えば、どのコア地域にも関わる全市的なシステムを作ることを考えるなどしてから、優先度を付けるべきではないか？	景観みどり課	コア地域のうち特別緑地保全地区や都市公園等である清水谷・柳谷・柳島については一定の進捗があります。しかし、その他の地区については土地所有者の理解を得ながら保全を進める必要があるため、保管理体制の体制づくりが計画どおりに進んでいない状況です。 今後、保管理計画については、(仮称)赤羽根字十三区周辺特別緑地保全地区保管理計画の平成27年度中の作成を目指して作業を進めています。続いて平成28年度からは平太夫新田における保管理計画の具体的な検討を進めていきます。その後、長谷や行谷について土地所有者の意向や土地の利用状況を踏まえて検討を行っていきます。
13	14～ 15	—	7つのコア地域の特徴を具体的にまとめられていて、わかりやすく良いと思います。	景観みどり課 環境政策課	今後もより良い報告書となるよう努めてまいります。
14	16～ 17	重点施策1	保管理の実施と支援について、実施なのか支援なのか分かるように。	環境政策課	表記方法に留意してまいります。
15	〃	〃	目標1と関連し、保全を行う人や自然環境評価調査の育成システムが総合的に企画されていない。場当たりのでなく、将来を考えて施策を考えないといつまでもやれずにずれ込んでいくことになる。 総合計画第2次実施計画に記載されていた特別緑地保全地区指定との整合性と今後についてはどのようにしているか？	景観みどり課	ご指摘にあります人材育成につきましては非常に大切であると認識しております。今後もどのような取り組みがふさわしいかを検討してまいります。 総合計画第2次実施計画にも記載している特別緑地保全地区指定事業の進捗は遅れていますが、来年度から開始する総合計画第3次実施計画に位置づけ取り組みを進めています。

16	〃	〃	17ページの成果課題評価ですが、成果で「平太夫新田の保全管理については、河川管理者である国との意思疎通を図りつつ、……」と記載されていますが、河川管理者である国との意見交換会で、市の担当課はほとんど意見を言われなかったのですが、国有地の一部を占有している市は、国との意思疎通できたのか、大きな不安を感じました。	景観みどり課	国土交通省京浜河川事務所(国)と管理について意見交換を行っています。市の考えている保全の方向性を伝え、国からも希少植物等に配慮する旨の回答を得ています。今後も引き続き意思疎通を図りながら管理してまいります。
17	18	重点施策2	財源の確保にふるさと納税の活用は大変よいと思います。ぜひ活用推進を。	景観みどり課	ご意見ありがとうございます。ふるさと納税の活用については引き続き継続して実施していきます。
18	〃	〃	ふるさと納税の活用ができるようになったことは良かった。みどり基金の寄付も具体的な場所をあげるなど工夫が必要。21年に検討した「緑のまちづくり基金の処分に関するガイドライン」について触れられていませんが、現在の考え方を示してほしい。また「緑のまちづくり基金条例」についても見直しについて検討してほしい。	景観みどり課	「緑のまちづくり基金の処分に関するガイドライン」については、緑の保全及び緑化の推進に関する条例の見直し後、景観みどり課が主体となり、北部丘陵のみどりや市街地に残るみどりなど様々なみどりがある中で、基金活用の考え方について整理を進めます。
19	〃	〃	②の国及び県の補助金等をいつもあげられるが、具体的にどのような内容のものを準備したのか、教えてほしい。 トラストみどり財団の助成の条件は何か？ ふるさと納税の活用は新しいシステムだが、今後の増額してもらえらる考え方として本来は場所を特定して行ったら、関心を持ってもらえるのではないかと。例えば、寄付していただいた赤羽根斜面林の保全活動に充てるとか、考えたかどうか。 みどり審議会への財政担保システムの内容の検討をお願いしたはずであり、これはどこに行ったのですか？	景観みどり課	国及び県の補助金等については、特別緑地保全地区内の土地所有者の要望により土地を買い入れる際の交付金活用について情報収集等を行っています。 かながわトラストみどり財団の助成は、市町村等が所有者等の同意を得て行う保全のための借入事業等に対し助成を行うものです。 ふるさと納税の活用内容の特定につきましては、No.18の回答のとおり緑のまちづくり基金の活用と併せて検討する必要があると考えています。 財政担保システムの内容については、No.18で回答いたしました緑のまちづくり基金活用の考え方と併せて検討を行ってまいります。
20	20～21	重点施策3,4	清水谷の保全管理には、土地所有者や近隣住民への協力が必須要件と思われる。積極的に定期的な繰り返し呼びかけをお願いしたい。	景観みどり課	ご意見のとおり保全管理にあたっては土地所有者等の協力が大切であると考えています。今後も自然環境上重要な地域であることの周知等を行ってまいります。
21	〃	〃	柳谷にもバーベキューができる場所ができ、柳島にはキャンプ場ができました。同じような施設ができるのは疑問ですが、26年度にも同じような内容で評価があったように思います。それでも「キャンプ場の類似施設の状況の検討」では昨年度の評価が活かされていると思えません。真摯に受け止めてほしいと願うばかりです。	教育政策課 青少年課	(仮称)小出第二小学校用地につきましては、青少年の健全育成を図るため、野外研修施設の整備を検討してまいりましたが、柳島にキャンプ場が開設される等、類似施設の開設されている状況の中、同用地の今後の活用の方向性についてさらに検討を要するものと考えております。
22	〃	〃	(仮称)小出第二小学校用地の具体的な整備計画予定はないということだが、どのような理由か？あれば検討委員会等を開催し、検討させたのに、税金の無駄である。 建物は要らないから、これから市民・特に子どもたちが茅ヶ崎市の自然環境を学べる場所として、自然環境を再生する場所としたらどうか。お金がかからず、現地近くの植生等を再現し、生物をよぶことができる。保全すべき場所ではなく、子どもたちには十分に楽しむことができるようにすればよい。	教育政策課 青少年課	(仮称)小出第二小学校用地につきましては、青少年の健全育成を図るため、野外研修施設の整備を検討してまいりましたが、類似施設の開設や暫定スポーツ広場として青少年をはじめ多くの市民の方に利用されている状況等を勘案し、同用地の活用の方向性について、周辺の保全すべき自然環境への十分な配慮を行いながら、さらに検討を要するものと考えておりますが、当面は現在の状態での維持・保全を図ります。

23	22	重点施策5,6	②の市民への周知として、野鳥の観察会も行いました。	景観みどり課	ご指摘のとおり、野鳥観察会についても周知を行っていただきました。より正確な記載に努めてまいります。
24	22 23	重点施策5,6,7	両コア地区の保全管理には、市民への周知と共に近隣住民の理解と協力が必要です。特別緑地保全地区の保全管理には、保全管理計画と保全管理組織が必要です。有志市民を核にし、後継者養成も念頭に置いた保全管理体制の構築をお願いしたい。	景観みどり課	市民や近隣住民への周知につきましては、今後強化してまいります。 平成27年度に特別緑地保全地区指定を予定している赤羽根十三区については、保全管理活動を実施できる日数が限られていることや希少種の生息状況などを踏まえて、現時点では有志による保全活動を継続していただくことを中心に検討しています。 ご指摘にあります後継者育成につきましては非常に大切であると認識しております。今後もどのような取り組みがふさわしいかを検討してまいります。
25	23	重点施策7	①保全管理体制の検討・・・今後の事を考えると、ぜひ活動組織としての体制を整えてください。	景観みどり課	保全管理活動を実施できる日数が限られていることや希少種の生息状況などを踏まえて、現時点では市民有志の方による保全活動を継続していただくことを中心に検討しています。
26	24	重点施策8	この市街化調整区域は市街化区域と隣接しており、さらに土地開発が進むことが懸念されます。市街化調整区域での樹林不法伐採や土地転用が起こらないように十分な注意と法令等の通知と適切な指導が必要です。	景観みどり課	都市計画法や茅ヶ崎市のまちづくりにおける手続き及び基準等に関する条例などに基づいた土地利用が行われるよう、関係課と情報を共有するとともに、自然環境保全に関する協議等を行っていきます。また、引き続き森林法等の関連法令に関する周知や適切な指導等を行っていきます。
27	〃	〃	開発が行われる場合に、どのような対応を具体的にできるのか、検討をしっかりとっておいてください。	景観みどり課	地権者に適宜連絡をとり、開発予定状況を確認しています。 開発が行われる場合は、コア地域として位置づけがされていることを踏まえながら、地権者と希少植物の移植、自然環境の保全等についての事前協議を行います。
28	〃	〃	森林無届伐採、草地環境破壊したことについて触れていません。茅ヶ崎市にとって、自然環境上重要な場所と決めたにも関わらず、破壊されたことを踏まえて、二度とこのようなことがないための対策について、書いてください。 所有者の変更の可能性が高い場所です。その時あわてることのないように、「緑のまちづくり基金の処分」とも兼ね合わせ考えてほしい。またモニタリング調査の時に入り、保全管理していますが、年に1回だけ。特緑予定地であるので、頻度を上げての作業が必要と思います。	景観みどり課	市街化調整区域の所有権移転については、農地を除いて制限がありません。土地利用については、都市計画法や茅ヶ崎市のまちづくりにおける手続き及び基準等に関する条例などに基づいて行われるよう関係課と情報共有を行うとともに、自然環境保全に関する協議等を行っていきます。また、引き続き森林法等の関連法令に関する周知等を行っていきます。

29	25	重点施策9	<p>①に畑でボランティアの斡旋があったとされていますが、個人で事業者と市民に貸し出しており、水田の保全および耕作放棄地解消になっている。どうしてこの制度が利用されないのか、また、この制度以外でどのようなことが行われているのか、調査し、活用する必要があるのではないかと。他の分野では民間活用ばかりを言っているのだから。</p> <p>アンケートをとってから、何も進んでいない。行谷の埋め立てられた場所は、農地に回復はしていない。農業委員会の許可の内容を考えるべきではないか。</p> <p>課題として、小出川の整備計画で自然環境の保全に影響がないよう、しっかり茅ヶ崎市の考え方を持って、対応してほしい。</p>	農業水産課 農業委員会 環境政策課	<p>地権者個人が市民に貸し出すには、特定農地貸付法に基づく区画貸しや、地権者が農作業を行う中で体験的に行わせる農園利用方式があります。よって、農地地権者が市民に農地を貸すという制度は現在特定農地貸付法の運用支援以外してありません。</p> <p>また、個人と事業者とのことですが、当方で認識している事例として、事業者が福利厚生活動の場を探していたところ、地権者様が行う水稻栽培のお手伝いをするという形で双方の合意が図られたことにより、活動が何年も続いているということを知っています。</p> <p>農地保全の主要施策として地域の中心経営体や認定農業者、新規就農者等に農地の斡旋を行い、利用権設定により耕作されなくなった農地の貸し借りのお手伝いをする中で、積極的に耕作放棄地の未然防止及び優良な農地の保全を図っています。</p> <p>また、農業委員会の意見進達および神奈川県での許可については法令等に基づくものですが、大規模な農地造成の申請に対しては、都市部等関係機関とも連携して対応してまいります。</p>
30	"	"	<p>遊水機能土地保全補助金制度を活用し、水田の保全が出来たことは良かった。田植え、稲刈りなどを行うと人がたくさん参加します。後継者不足などの農家の現状を市民がお米を作りたいという希望をつなげられないでしょうか？このままでは水田は特に減少するばかりです。</p> <p>ここは7つのコアのひとつ。行谷の自然環境の特長を是非守ってください。</p>	農業水産課 景観みどり課	<p>農地の貸し借りおよび行谷の現状については、No.29の回答のとおりです。</p> <p>市民の水稻栽培に関する体験の機会の提供としては、農業・漁業体験プロジェクトでの田植え、稲刈り体験があります。また、援農ボランティア制度にご登録いただき、ボランティア活動として水稻栽培に参加できる可能性があります。機械化が進む中、ボランティアの必要性は薄いと考えられます。</p> <p>また、各小学校において、授業の一環として、地域の農家の献身的な協力を得て、農業体験が各地で行われています。</p>
31	26	重点施策10,11	<p>③生け垣の構築・保全について、生け垣ではなく各家の周り、後ろに広がる屋敷林が重要なので、それに補助をしてくれるように制度を変えてほしい。</p>	景観みどり課	<p>重点施策16の自然環境の保全に向けた条例の制定とあわせて検討を行ってまいります。</p>
32	28～29	重点施策12	<p>県管理地のチガヤ、クロマツの管理方法でどのような申し合わせが行われたのでしょうか。管理方法が市民にも分かるようにしてください。</p>	景観みどり課	<p>県との調整により、チガヤについては年1～2回(梅雨～夏及び初冬)の草刈を行うこと、クロマツについては年1～2回の下草刈りを行い、密植状態となるまでは間引き等を行わずに管理することとしています。</p>
33	"	"	<p>養浜事業について、成果の所に「国・県への要望を行った結果、継続して養浜事業が実施されることになりました」とありますが、何を伝えたのでしょうか。具体的な内容を聞きたい。</p> <p>トラック輸送によるダムの堆積物の運搬は、環境に多大な負担をかけていると考え、根本的な解決策を考えるべきである。</p> <p>既に県で相模川土砂管理計画が進んでおり、土砂を運ばなくても良いように川の途中から土砂を流そうとしております。一番下流で一番影響がある茅ヶ崎市がその検討に加わらず、情報もない状況ではおかしいのではないのでしょうか。</p>	広域事業 政策課 農業水産課	<p>養浜事業を継続するうえで、養浜材の質の向上と茅ヶ崎海岸での堆積砂の有効活用、養浜事業による海中環境調査の実施、効果的な砂浜維持や飛砂対策のための竹簾等設置を要望しております。</p> <p>相模川土砂管理計画につきましては、検討の段階から下流域の市町村は加わっておらず、十分な情報収集も出来ていなかったため、今後は国や県の関係機関に積極的な情報提供を求めるとともに、連携を密にしてまいりたいと考えております。</p>

施策の柱1.2 コア地域をつなぐみどりの保全と再生

No.	ページ	目標/ 重点施策	意見の内容	担当課	回答
34	32～ 33	重点施策13	保存樹林、保存樹木の助成によって、新規に保存樹林の面積が12,236㎡増加、樹木1本が増えたことは高く評価したいと思います。重点施策16に合わせた基準の見直しは、まちなかのみどりの創出になるような前向きな見直しになることを要望します。	景観みどり課	ご意見のとおり、市街地に残された樹林保全の観点からの見直しを検討しています。現在指定の面積要件は500㎡以上の一団の樹林地となっていますが、現状では市街化区域にはほとんど残っていません。保存樹林による緑地の保全をさらに進めるため、面積要件を引き下げることを検討しています。
35	〃	〃	保存樹林、保存樹木への助成・・・昨年との比較が知りたい。増えた件数・面積、減った件数・面積を書いてほしい。	景観みどり課	平成25年度末は32件、3.61haです。平成26年度は平成25年度に比べ、新規指定は4件1.22ha増加、解除は3件、0.18ha(平成25年度末の解除含む)減少し、33件、4.67haとなっています。
36	〃	〃	柳谷の所でも記載しましたが、保存樹林の基準を見直し、屋敷林の保全もしてほしい。	景観みどり課	保存樹林制度は屋敷林も対象となります。No.34に記載した通り、保存樹林・保存樹木制度の見直しを進めてまいります。
37	〃	〃	海岸のみどりの保全と再生事業・・・協働事業後、どのような計画か？グランドプランの海岸自然公園のあり方も方針を出してほしい。	景観みどり課 農業水産課	平成25年度から実施している協働推進事業につきましては、それまで進んでいなかった再生のための育苗事業などに一定の成果を上げる事ができました。今後はこのノウハウを活かし、実施地域を広げる事を含め検討していきます。 グランドプランに関しましては、事業プログラムに遅れが生じておりますが、当初の自然海浜復元の計画に変更はございません。漁港背後地駐車場整備に合わせたプロムナード緑地の整備、暫定駐車場廃止に伴う西側広場の砂浜の修復、海浜植生の群落による砂草ゾーンの創出、A地区未利用地の海浜植生による自然公園化等を計画しております。漁港背後地駐車場整備を平成32年以降に計画しておりますので、その後順次着手する予定です。
38	〃	〃	街路緑化の推進・・・茅ヶ崎市の街路樹が植栽されてからどのような管理がされているのか、他市のような一体的な情報管理や植栽後の管理がされていないことが指摘されている。また、ツツジは、同じ時期に剪定の管理が必要であり、どうしてツツジだけを植えるのか、理解に苦しむ。もっと管理がしやすく、植生に適した植物を選定すべきではないか。	道路管理課 道路建設課	道路拡幅等の際は庁内関係各課と連携をとり、植生に適した植物の選定に努めます。 ツツジは「市の花」として制定されていることや、4～6月に花が咲いた後に同時期に剪定できるため、管理がしやすいことから植樹帯の主たる樹種として選定しております。今後も、庁内関係各課や自治会等と連携・調整を行い、植生に配慮した植樹帯の整備に努めてまいります。
39	〃	〃	街路樹や植栽帯が限られていて難しいということですが、本来市民に危険がないように道路を作り、植栽をすることにより、南側地帯のクラスターも少しでも解消することができるはずである。それを難しいと諦めるのではなく、庁内での工夫をしてほしい。	道路管理課 道路建設課	道路拡幅等の際は庁内関係各課と連携をとり、様々な工夫をし街路樹や植栽帯の整備に努めます。 今後も、庁内関係各課や自治会等と連携・調整を行い、植生に配慮した植樹帯の整備に努めてまいります。

40		”	狭あい道路等の拡幅や北部での道路整備にはしっかりした自然環境の保全に徹したマニュアルを作成し、在来植物がある斜面・土手等を保全すべきである。	道路管理課 道路建設課	狭あい道路等の拡幅や北部での道路整備については、自然環境の保全に十分配慮した事業手法で実施してまいります。 道路整備の際は、環境マネジメントシステム「C-EMS」(チームス)に基づき、周辺の自然環境や生態系に与える影響を最小限に止めるよう努めております。
41	34	重点施策14	援農ボランティア、市民農園の新規開設支援、遊休農地での農業体験などの適切な取り組みによって順調に進捗していることを評価したいと思います。農業自粛による生物多様性への配慮についてもよろしくをお願いします。	農業水産課	農業を生業とし、良い農産物を効率よく栽培、収穫、出荷し、農業により収益を上げていくことにおいて、必要最小限の農薬の使用による病気の防除、害虫の防除は必要なことと考えております。農薬の使用に関しては、非常に細かい制限が課されており、またほとんどの専業農家は農薬の制限使用量や制限回数よりも少ない、最低限の使用と農業資材の活用を併用し、より安全で安心な農作物を消費者に供給しています。また、無農薬による栽培を行っている農業者に関しても、農薬を使用しないことでかなりの労力を費やし、無農薬であるという付加価値を付けた農作物の供給をしています。

テーマ2 市域全体の自然環境の保全・再生の仕組みづくり

施策の柱2.1 市域全体の自然環境保全に向けた土地利用のルールづくり

No.	ページ	目標/ 重点施策	意見の内容	担当課	回答
42	35～ 36	目標5,6	目標の見直しが必要とされているが、どうしてやれなかったのか、課題にも記載がないのはどうか？	景観みどり課	スケジュールの遅れにつきましては、実効性のある条例とするために考え方の整理に時間がかかってしまったことが一番の原因であり、改善すべき課題であると考えております。今後は、自然環境庁内会議を活用するとともに担当者レベルでの調整連携を進めることで、スケジュールにあわせて条例の制定を目指します。
43	”	”	目標6の指定および位置づけについて、湘南海岸保全配慮地区、茅ヶ崎駅周辺重点保全地区、茅ヶ崎南東部重点保全地区の記述は⇒保全配慮地区/湘南海岸保全配慮地区、重点保全地区/茅ヶ崎駅周辺重点保全地区。茅ヶ崎東南重点保全地区と変更願います。右側欄の説明は不適切です。	景観みどり課	保全配慮地区及び緑化重点地区については、都市緑地法第4条に基づいてみどりの基本計画で位置づけているため、指定及び位置づけ欄に記載しました。
44	37	重点施策16,17	「重点施策16 自然環境の保全に向けて条例の制定」は、今年度みどり審議会で審議されることになっている。しかし、本来環境基本計画の重点施策であるため、環境審議会でも十分な審議をする必要があるはずである。環境審議会としてのしっかりした考え方・意見をまとめ、みどり審議会や景観みどり課に伝え、できれば審議会として一緒に議論してほしい。 折角、後発で作る条例なので、茅ヶ崎独自の規制をかけた自然環境の保全ができる条例を策定することが重要である。	景観みどり課 環境政策課	環境基本計画上の重点施策であることから、今後も環境審議会において報告事項として提示していく予定です。以前の環境審議会において、「全体像等が見えない」と意見が述べられないなどのご意見もいただいたことから、ある程度条例の考え方がまとまった時点で提示していきたいと考えています。
45	”	”	みどり審議会が検討するようですが、環境基本計画の重要施策ですから、環境審議会でもこの重要施策の検討をしてください。	環境政策課	

46	38	重点施策18	自然環境庁内会議では、関係課の情報共有だけにとどまらず、迅速な対応と機動的な連携による事案の解決をぜひお願いします。	景観みどり課	ご意見を踏まえ、自然環境庁内会議が課題解決のためにより機能を発揮できるよう、要綱の見直しを行いました。
47	〃	〃	課題欄で議事録の記載内容を精査する必要があるとしているが、記載内容ではなく、どのような内容をどのように会議で進めていくかが重要である。 要綱の改正も必要で、しっかり課題解決ができる組織運営をするべきである。	景観みどり課	

施策の柱2.2 生物多様性の保全年方針の策定

No.	ページ	目標/ 重点施策	意見の内容	担当課	回答
48	39	目標7,8	見直しが必要となっているが、なぜ前回の評価調査時にできなかったのか理由を示し、今回実施される調査時にできるという確約をしてほしい。	景観みどり課	自然環境評価調査の内容を踏まえながら、環境基本計画やみどりの基本計画に位置付けのあるそれぞれの施策との連動を意識し、実効性の高い戦略とするため、実現の可能性や継続性も踏まえた検討を進めていることで時間を要したものです。今後は、神奈川県や近接する自治体の状況を把握し地理的連動性を意識しながら、関連計画と調整を図った計画を目指します。
49	〃	〃	景観みどり課では第3回自然環境評価調査の後、「生物多様性地域戦略」を検討するようですが、公共事業における生物多様性に配慮した工事などは環境政策課主導でできるのではないのでしょうか。検討してください。	環境政策課	環境に配慮した公共工事へのチェックについては、これまで年1回の外部監査の中で書類上でのチェックを行ってまいりましたが、今後は書類の提出に加え、外部監査機関によるヒアリングを行い、工事担当課の実施状況をチェックすることで、環境に配慮した公共工事の実効性を高めてまいりたいと考えております。
50	40	重点施策19	ガイドラインの作成は、次の調査を待たずに、現状の手持ちの調査データでも作成は可能だと思います。また、市民団体が日頃収集しているデータの集約などができるデータ管理システムの構築も大切ではないでしょうか。	景観みどり課	生物多様性地域戦略やガイドラインの作成については、自然環境評価調査の内容を踏まえながら、環境基本計画やみどりの基本計画に位置付けのあるそれぞれの施策との連動を意識し、実効性の高い戦略とするため、実現の可能性や継続性も踏まえた検討を進めていることで時間を要したものです。 また、市民の皆様が収集されたデータも非常に貴重であることは認識しておりますが、調査方法や精度に課題がある可能性もあることから、一元的な管理・公表の対象は自然環境評価調査のデータとしております。
51	〃	〃	②ビオトープと生態系管理入門・・・何人の人が調査に参加してくれるのか聞きたい。 市職員によるモニタリング調査・・・この結果はどのように公表され活用されるのか明確でないので聞きたい。	景観みどり課	平成27年度からの調査業務がまだ本格始動していませんが、調査実施時には講座への参加者にお声掛けを行い参加への依頼を行ってまいります。 市職員によるモニタリング調査の結果については、自然環境評価調査を行う際の参考情報として提供を検討しています。

52	〃	〃	<p>市の職員が調査を行っていることを知りました。市民に情報を公開し、活用させてください。景観みどり課だけのデータではこの目的に合っていません。</p> <p>現在茅ヶ崎市内の自然環境の保全作業をしている人たちが限られた人たちであることはご存じだと思います。多くの人が、参加できるような支援を考えてほしい。</p>	景観みどり課	<p>市職員によるモニタリング調査の結果については、自然環境評価調査を行う際の参考情報としての提供を検討しています。</p> <p>自然環境の保全作業については、多くの市民の皆様にご協力いただくことが望ましいと考えており、広報紙や市ホームページなどを活用した参加を呼び掛けています。</p>
----	---	---	---	--------	---

テーマ3 資源循環型社会の構築

施策の柱3.1 4Rの推進

No.	ページ	目標/ 重点施策	意見の内容	担当課	回答
53	41	目標9	茅ヶ崎市一般廃棄物ごみ処理基本計画と茅ヶ崎市一般廃棄物処理基本計画の両方の名称が使われているが、最新の名称に統一した方が良いと思います。	資源循環課	ご指摘いただいた点につきまして、今後統一してまいります。
54	42	目標10	資源物排出量で、古紙類、とくに本・雑誌・雑紙が予測に比べ大幅に減っています。本や雑誌が電子図書などに置き換わったせいか、燃やせるごみに出していないか、他のルートで処理されていないか、当初の目標値が違っているのかなど原因を調べてみる必要があります。	資源循環課	ご意見いただいた点につきまして、今後、調査してまいります。
55	44	重点施策21	懸案となっていたごみ減量・リサイクル推進店の増加が郵送や訪問勧誘によって新たに20店舗が加入し、レジ袋削減に対応してくれることになったこと、小学校への啓発用DVDの配布や出前講座への誘いで申込が増えたことはよかったですと思います。また文教大が実施したアンケート調査や企画経営課が実施したアンケート調査結果は公表した方が良いと思います。	資源循環課	文教大学のアンケート調査については環境指導員会議の中で報告させていただきました。市民向けの公表については、文教大学と協議してまいります。なお、企画経営課が実施したアンケート(平成26年度茅ヶ崎市まちづくり市民満足度調査)につきましてはホームページにて公表されております。
56	48	重点施策23	不用品登録制度との連携によって、リユースが増えたことはよかったですと思います。フリーマーケットでのリユースをもっと積極的に行ってみてはどうでしょうか。現実には家具、衣類、日用品などのリユースは福祉施設等が開催するバザーでもかなり行われています。	資源循環課	リサイクル市、フリーマーケット等の開催情報の提供については、市で実施できる範囲を研究し、実施方法を検討してまいります。
57	50	重点施策24	資源物のリサイクルについては、自治会での分別収集などでかなり啓発効果が上がっていると思われます。家庭菜園での生ごみコンポストの利用はまだ展開の余地がありそうですが、学校給食残さの堆肥化事業の高齢化による課題は今後ますます深刻となる恐れがあり、打開策について早期の検討が必要と思われます。	農業水産課 資源循環課	<p>家庭菜園でのコンポストの利用啓発につきましては、毎年4月に行っている家庭菜園利用者対象の園芸講習会の中で、啓発しています。</p> <p>また、給食残渣堆肥化事業につきましては、市内で唯一の農業者団体によって実施されているものですが、給食残さからぼかし堆肥をつくり、元肥として活用することはかなりの労力を要することから、当団体と連携し現状を維持してまいります。</p>

58	〃	〃	<p>・焼却残さの有効利用について ごみを燃やした後の灰を高温で熔融固化し、得られた固化物(スラグ)は道路のアスファルト材などに利用されるとの事ですが、最近、焼却熔融技術が見直され、高温処理のため多量の燃料使用量となる等熔融炉の課題があり、更新採用を控える自治体が出てきています(東京都等)。また、相模原市ではごみは単なるごみ焼却炉ではなく、ごみのガス化熔融炉でごみを高温のまま一体的に熔融処理し、燃料費等の運転経費の低減を図っています。</p> <p>これらのごみ処理技術の向上変遷に対して茅ヶ崎市のごみは単独の焼却炉、そこから出る焼却灰は常温まで冷却し、別の施設まで搬出し、別途燃料を使用して高温処理をしスラグ化しています。このままでは多量の燃料使用による高い運転経費になっており、また、熔融のための燃料使用による熔融排ガスによる地球温暖化ガス(CO2)が余分に発生します。</p> <p>焼却灰の減容化、再利用については本報告書記載の道路アスファルト材だけでなく、別の技術も開発され、その専門処理業者もいます。いろんな対応技術が開発されています。</p> <p>茅ヶ崎市の現在のごみ焼却炉は建設から年数が経っており、長寿命化の検討とともに、その延長としてごみ焼却炉の更新も視野に入れていると想定しますが、それらについて市の現状、今後の計画について概要方針だけでも本報告書の中に触れていただけたらと思います。</p>	資源循環課 環境事業 センター	<p>現在、茅ヶ崎市では資源循環型社会の実現のため、焼却残さの有効利用、再資源化を進めています。焼却残さの再資源化については熔融処理を主体としていますが、他にも人工砂化やセメント化といった手法も専門業者に委託し取り組んでいるところです。</p> <p>これら再資源化については、費用面では埋立処理に劣りますが、市の最終処分場の埋立残余容量が年を負うごとに減少していることを考慮すると必要不可欠であり、埋立処理によらない再資源化という手法をとることで資源循環型社会を構築し環境への負荷低減を目指します。</p> <p>熔融処理をはじめ、人工砂化、セメント化においては温室効果ガスである二酸化炭素の排出は避けられませんが、現在市が依頼している専門業者は、それぞれ環境に配慮した取り組みを行い温室効果ガスの排出量削減に努めております。</p> <p>また、市のごみ焼却処理施設については、建築から年数が経っていることから、長寿命化のための基幹的改良工事を進めており、これについては進捗状況等を今後本報告書に取り入れられるよう検討してまいります。</p>
----	---	---	---	-----------------------	---

施策の柱3.2 地域資源を活用する地産地消の推進					
No.	ページ	目標/ 重点施策	意見の内容	担当課	回答
59	55	目標13	環境保全型農業に関する法制度改正に合わせて目標の変更(削除等も含め)を検討した方がよいと思います。	農業水産課 環境政策課	ご意見ありがとうございます。現状を確認しながら検討してまいります。
60	56	重点施策25	学校給食食材をはじめ市民に対する地産地消の取り組み・呼びかけは順調に推進されていることは高く評価するとともに引き続き継続を期待します。	農業水産課	地産地消は終わりのない取り組みであると考えておりますので、様々なアイデアを大事にしながら、引き続き継続してまいります。 学校給食における地産地消の取り組みについても継続的に実施してまいります。
61	58	重点施策26	冬期湛水については、茅ヶ崎市の農業用水の供給が相模川左岸用水等のポンプ揚水に依存している状況では電力費など経済的問題がネックとなるので、現状では一旦保留とし、今後太陽光発電の普及に伴う価格低下などを見ながら揚水の可能性を検討することにはどうでしょうか。	農業水産課	冬期湛水実験事業については、様々なハードルを何とかクリアしながら、平成24年度より調整をはじめ、25年度より実施してまいりました。3年間の実施において終了いたします。

テーマ4 低炭素社会の構築					
施策の柱4.1 「茅ヶ崎市地球温暖化対策実行計画」の推進					
No.	ページ	目標/ 重点施策	意見の内容	担当課	回答
62	60	目標14	中間評価の説明には前半と後半の説明にもう少し工夫が必要のように思われます。前半の民生家庭部門の基準年と21年の間の43%の増加は、第3次産業等の影響と思われませんが、21年以降は増加率にほとんど変化がありません。茅ヶ崎市にとって大切なことは、実消費量ベースの電気・ガス由来の温室効果ガス排出量のデータから分かるように人口増にもかかわらず世帯当たりの温室効果ガスの排出量が少し減少していることが、市民の省エネ行動や工夫によることを伝えることだと思います。	環境政策課	ご意見の後半にもありますように、データの分析結果から市民の方々の工夫や努力がお伝えできるよう、今後も努めてまいります。
63	62	目標15	データシートが4か月単位であるため、年間のデータが採れず、評価不能というのはおかしいと思います。確かに夏季のエネルギー使用量は大きいかもしれませんが、春夏秋冬の4か月毎にデータを採ってもらえば、年間データとして評価できるようになると思います。エコネット(エコシート)についても同じ考えで、ぜひ年間データが蓄積されるように取り組んでほしいと思います。	環境政策課	「評価不能」とした理由として、年間データが得られないことと同時に、回収サンプル数が少なく目標データとしての信憑性に乏しいことが挙げられます。 また、現在の目標には「前年に比べエネルギー使用量を削減できた家庭・事業者集の数を増やす」とありますが、エコシートは基本的に匿名でご提出いただくため前年との比較が困難であり、正確なデータは把握できません。 今後どのようなデータを目標指標として設定するにしても、回収サンプル数を増やしていく努力は必要ですが、現在の指標では算出に無理が生じていることも事実のため、目標自体の変更も視野に入れて検討してまいります。
64	64	重点施策27	節電コンテストの実績(削減効果)は市民にとっても更なる節電・省エネへの意識変化や動機づけになると思います。エコネットを活用した実績の公表や参加者募集の積極的な呼びかけを進めてほしいと思います。パワーボックスは可搬式でしょうか、それとも電気自動車に乗せて移動するのでしょうか？もう少し説明が必要だと思います。	環境政策課	節電コンテストの実績について市ホームページなどの公表に加え、エコネットを活用した公表や周知方法を検討してまいります。 電気自動車に充電した電気を活用する装置「パワーボックス」は、電気自動車からは独立したもののため、電気自動車からの給電時には接続のために近くに設置する必要がありますが、常に電気自動車に載せておく必要はありません。 用語の解説等については今後も充実を図ってまいります。
65	65	〃	テーマ4「低炭素社会の構築」の施策の柱4.1「茅ヶ崎市地球温暖化対策実行計画」の推進の1項目として、3電気自動車等を活用した市民意識の向上およびインフラの整備について事業項目を記載していますが、自動車に関しては最近では電気自動車(EV)に加え、水素を燃料とした燃料電池自動車(FCV)も商用化に向けた開発・実証が進められています。水素は再生可能エネルギーとしても製造可能であり、走行時に排出するのは水のみで大気汚染物質やCO ₂ は一切排出しません。この観点から国レベルでもFCVの普及促進を図っており、環境白書(平成26年版)でも取り上げられています。茅ヶ崎市でも国の政策に呼応してFCVをこれまでどのように取り組んできたのか、また今後どのように取り組む計画なのかの情報発信もした方が良いのではと考えます。	環境政策課	イベント等を通じた燃料電池自動車(FCV)の紹介・普及啓発については、平成26年3月に開催した「STOP! 温暖化と次世代エネルギー燃料電池」での試乗・同乗体験会(協力:トヨタ自動車㈱)を実施しています。また、平成26年6月開催の「ちがさき環境フェア2014」における展示を実施しています(協力:神奈川県)。 今後は燃料電池自動車に関する取り組みについても報告書へ記載を図ります。

66	66	重点施策28	個人住宅、共同住宅への太陽光パネルの導入は順調に進展しているようですが、パネルの設置数や出力などの累積データをエコネットでご公表してほしいと思います。クレジット制度については、当初から懸念されたように、クレジットを購入してくれる企業の参加・確保がポイントです。クレジット量を集約し、企業への協力呼びかけが必要です。	環境政策課	太陽光発電補助に関する累積データなどについては、エコネットでの公表を検討してまいります。 クレジット制度については、平成27年度以降クレジット量の集約を行いクレジット購入企業を確保するべく呼びかけを行ってまいります。
67	68	重点施策29	公共施設等への太陽光パネルやLED照明などの新エネルギー機器や省エネ機器の導入が順調に進展していることやごみ焼却場での熱回収(発電・給湯)は大変よい施策だと思います。事業者との連携も視野に入れて今後の進展を期待します。	環境政策課	今後も多くの公共施設に省エネにつながる設備を導入できるよう努めてまいります。

施策の柱4.2 交通行政における温室効果ガスの排出削減

No.	ページ	目標/ 重点施策	意見の内容	担当課	回答
68	72	重点施策30	公共交通の利用者や予約型乗り合いバスが増加傾向にあることは、目標16の達成の面で好ましいと思います。一方、北部地区のコミバス利用者がほぼ横ばい状態なので、対策が必要と思います。施策の進展には、予約型乗り合いバスアンケートの地区別利用者分析やコミバス利用者が増加、または停滞している要因(地区人口、既存交通機関との関係など)の分析が必要と思います。	都市政策課	北部循環市立病院線につきましては、予約型乗合バスの運行開始に伴い減便して運行しています。このことが利用者増につながらない一番の要因であると考えております。また、当該北部循環線は市街化調整区域を多く走るコースになっているとともに、県道は路線バス網が充実した状況にありますので、これらの環境を踏まえ、地域に適した交通の環境を構築できるよう検討してまいります。
69	74	重点施策31	安全対策課の啓発活動が進展していることは評価できますが、依然として学生のマナーやルール違反が目につきます。改正道路交通法の施行にあわせて一層の啓発をお願いしたいと思います。交差点での自転車利用高齢者の転倒(ブレーキ操作時)が散見されます。高齢福祉介護課と連携して危険防止の呼びかけをお願いしたいと思います。 トピックスの改正道路交通法のチラシの図が小さくて読めません。HPで法令改正のPRを行なうとともにチラシを高齢者家庭に配布してはどうでしょうか。	安全対策課	平成27年6月1日に改正道路交通法が施行されましたが、市といたしましても啓発活動実施の良い機会であると捉えております。 年間150回を超える交通安全教室につきましては、高齢者を対象とする教室の開催を地域の皆様等にご提案しているところです。 また、平成26年4月より地域、警察等との連携のもと、高齢者宅へ戸別訪問し啓発活動を継続して行っております。 今後ご意見を参考といたしまして、高齢者を対象とした啓発活動を展開してまいります。

70	〃	〃	<p>自転車運転による交通事故の増加に伴い、最近になって自転車の交通ルールの強化が行われております。温室効果ガスの排出がない自転車の利用拡大は好ましい状況と考えますが、現実には道路交通法では自転車は歩道ではなく車道の左端、または歩行者優先、歩行者の安全を図りながら歩道を利用可能と指導されています。現在、一般道路の多くは道幅が狭く、また歩道がない道路もあり、自転車は危険と隣り合わせの運転を強いられています。自転車運転をする側からすると道路交通法が先行し、道路整備の状況が追いついていない感じがして、自転車事故は起こり易い状況であると考えます。</p> <p>1.茅ヶ崎市の自転車利用の促進に対する取組みは道路交通法の改正頻度に追いついていないのではないのでしょうか。もっと迅速に対応強化を図るべきではないのでしょうか。</p> <p>2.このような状況で茅ヶ崎市と茅ヶ崎警察署はどのような連携で自転車利用促進を図っているのでしょうか。本報告書でも何らかの記載をした方が良くないのでしょうか。</p> <p>3.公的な自転車傷害補償保険制度について環境基本計画から少し外れるかもしれませんが、自転車運転による交通事故に対して、現在公的な保険制度がありましたでしょうか。公的な保険制度により、自転車運転者はリーズナブルな費用で保険に入れる制度があったらと思います。自転車事故は被害者となるだけでなく、思わぬ被害を与える加害者にもなる可能性があります。それらを総合した公的な保険制度があればと期待します。</p>	安全対策課	<p>自転車の安全利用に関しましては「ちがさき自転車プラン」を策定し、「人と環境にやさしい自転車のまち ちがさき」を将来都市像として掲げ、市民の皆様、茅ヶ崎警察署、関係団体等の協働で取り組んでまいりました。</p> <p>平成26年4月には「第2次ちがさき自転車プラン」を策定し、前プランを引き継ぎ「人・自転車を優先したまちづくり」を進めてまいります。</p> <p>道路交通法が改正された際には、警察と連携して行っている交通安全教室で重点的にお知らせするとともに、地域の皆様や関係団体等と啓発活動を実施して対応しております。</p> <p>保険制度につきましては、民間の保険が充実していることから、交通安全教室など機会がある度、保険加入について積極的に案内等行っているところです。</p>
----	---	---	--	-------	---

テーマ5 計画を確実に進めていくための人づくり					
施策の柱5.1 本計画推進のための庁内における環境意識の向上と人材育成					
No.	ページ	目標/重点施策	意見の内容	担当課	回答
71	76～77	目標17	みどりと生物多様性の保全のために、現行のC-EMSを地球温暖化対策だけでなく、みどりや生物多様性の保全も追加したものに改正してはどうでしょうか。	環境政策課	C-EMSについては、環境全般を管理する仕組みであったISO14001から独自の環境マネジメントシステムとして移行しました。移行の際は基本的に自然環境に関する事項については、環境基本計画で進行管理することとし、C-EMSでは温室効果ガス削減を図るとともに、資源循環型社会や低炭素社会の構築に向けた取り組みを推進する仕組みとして運用を開始いたしました。このため、みどりや生物多様性の保全をC-EMSに追加することは現在のところ考えておりません。
72	〃	〃	「順調に進んでいる」としているが、生物多様性に関し、十分な研修が行われたとは思えない。市民に開かれた研修を行い、お互いに情報共有するべきではないか。	景観みどり課	引き続き研修を実施するとともに、今後の研修のあり方についてはご意見を参考に検討してまいります。
73	78～79	重点施策32	C-EMSのみどりや生物多様性の保全を追加することにより、みどりなどの自然環境関係の法令改正(例えば森林法など)などの情報提供や自然環境の改変に関する情報の共有と対策が適切に行われることを期待したいと思います。改正C-EMSを市民に公表することで市民への周知も図られるのではないのでしょうか。	環境政策課	No.71の回答のとおりです。

74	〃	〃	<p>C-EMSは、ISO14001を返上した時点で狭義のものとなり、十分な機能をしていない。特に自然環境に関しては、なんら各部課が運用もしていないので、結果、環境に配慮する公共工事マニュアルは絵に書いた餅になっていた。</p> <p>庁内でどのように運用するのか、何が必要か、もう一度時代に合わせて、検討すべきである。</p>	環境政策課	<p>C-EMSは一事業者として環境負荷低減を進めるために導入されており、温暖化対策実行計画に示された取り組み項目の効率的執行を目的の1つとしていることから、主に省エネや温室効果ガス排出削減などを進めるために運用しております。</p> <p>また、自然環境に関する事項については、環境基本計画やみどりの基本計画など所管計画により各部課の連携を取りながら施策の推進を図っています。</p> <p>環境に配慮した公共工事へのチェックについては、これまで年1回の外部監査の中で書類上でのチェックを行ってまいりましたが、今後は書類の提出に加え、外部監査機関によるヒアリングを行い、工事担当課の実施状況をチェックすることで、環境に配慮した公共工事の実効性を高めてまいりたいと考えております。</p>
----	---	---	--	-------	--

施策の柱5.2 市民・事業者の環境意識啓発・人材育成、活動の支援

No.	ページ	目標/ 重点施策	意見の内容	担当課	回答
75	80	目標18	担当課が環境政策課のため、目標の進捗状況の記載が省エネ、地球温暖化に偏っています。目標達成のための重点施策は、景観みどり課や社会教育課も担っており、重点施策34～36には活動例の記載があることを目標進捗状況にも明記した方がよいと思います。	環境政策課	目標の進捗状況の記載に関しては、「里山はっけん隊！」の参加者数など環境に関する主な事業への参加者数等も記載をしており、省エネや地球温暖化に偏った記載をしていることはないと思いますが、各重点施策の活動例を偏りなく記載するよう努めてまいります。
76	82	重点施策34	「ちがさきエコネット」をいかに普及させるか、また、そのデータをどう具体的な施策の推進に活かせるかがポイントです。推進協議会での検証フォローと推進をお願いします。	環境政策課	ちがさきエコネットについては、協働事業者も含め普及策などの検討を重ねています。また、茅ヶ崎市温暖化対策推進協議会にも協議を通じる中で引き続きフォローと推進等についてお願いしてまいります。
77	84	重点施策35	資源物回収推進地域補助金制度や緑化推進団体活動事業補助金制度などの用語解説が必要と思います。	資源循環課 景観みどり課	緑化推進団体活動事業補助金については、みどりの愛護活動を実践する団体を支援し、みどり豊かなまちづくりを推進するためのものです。 資源回収推進地域補助金制度については、ごみの減量化、資源化に関することをはじめ、地域コミュニティのために役立てていただくため、各自治会に資源物の収集量に応じて1キログラムあたり2.5円の補助金を交付しているものです。 用語解説については、今後より丁寧にわかりやすく行うよう努めてまいります。

施策の柱5.3 学校における環境教育の充実

No.	ページ	目標/ 重点施策	意見の内容	担当課	回答
78	88	重点施策36,37	学校教育に対する支援等として市の支援だけが記載されていますが、実際には資料編に記載があるように多くの市民団体が学校教育の支援を行なっています。市民や市民団体との協働で行なっている支援活動があることを明記すべきだと思います。市民団体の学校支援などは多岐にわたるので、たとえば「資料編1.2などを参照」と明記する方法が考えられます。	環境政策課	ご意見にもありますように、市内には学校における環境教育にご協力いただいている市民や市民団体の方が多くいらっしゃいます。本報告書の資料編にも一部紹介させていただいておりますが、こういった取り組みをより広く、そして多くお伝えできるよう、皆様にご協力いただきながらできる限り取り組み状況を把握するとともに重点施策においても資料編を参照していただけるよう記載方法に留意してまいります。

茅ヶ崎市環境基本計画(2011年版)

環境審議会答申への対応と次年度の施策展開(平成27年度版)

平成28年(2016年)3月発行

発行部数 250部

発行:茅ヶ崎市

編集:環境部環境政策課

〒253-8686

茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号

電話 0467(82)1111

内線 1211、1212

FAX 0467(57)8388

メール kankyouseisaku@city.chigasaki.kanagawa.jp

ホームページ <http://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/>

携帯サイト <http://mobile.city.chigasaki.kanagawa.jp/>

携帯サイト
QRコード

